

常滑市常滑浄化センター 化学物質管理計画

常滑市 建設部 下水道課
常滑浄化センター

常滑市 常滑浄化センター化学物質管理計画

組 織 名 常滑市建設部下水道課
下水処理場名 常滑市 常滑浄化センター
制 定 年 月 日 平成 27 年 2 月 20 日
改 定 年 月 日 令和 8 年 1 月 1 日

【目 次】

1. 本計画の策定目的・・・・・・・・・・・・・・・・	2
2. 化学物質管理の方針・・・・・・・・・・・・・・・・	2
3. 管理の目標・・・・・・・・・・・・・・・・	2
4. 常滑市下水道事業における組織体制・・・・・・・・	3
5. 緊急時の連絡体制・・・・・・・・・・・・・・・・	4
6. 取組み事項・・・・・・・・・・・・・・・・	5
6.1 モニタリング・・・・・・・・・・・・・・・・	5
6.2 PRTR 届出・・・・・・・・・・・・・・・・	5
6.3 使用薬品の取扱い（SDS の提供）・・・・・・・・	5
6.4 事故等への対応・・・・・・・・・・・・・・・・	5
6.5 教育・訓練の実施・・・・・・・・・・・・・・・・	5
6.6 リスクコミュニケーション・・・・・・・・・・・・	6
7. 管理状況の評価と段階的対応・・・・・・・・	6
【資料 1】管理計画の対象となる化学物質・・・・・・・・	7
【別紙 1】常滑浄化センターにおける有害物質流入事故への対応策・・・・・・・・	8
【別紙 2】用語の説明・・・・・・・・・・・・・・・・	9

1. 本計画の策定目的

常滑市長（下水道管理者）（以下「下水道管理者」という。）は、特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（以下「化管法」という。）の規定に基づき、本計画を策定することで、指定化学物質（※1）の下水道から環境への排出量を把握し、住民等へその情報の提供等を行うことにより、その排出を抑制し、化管法の目的である環境の保全上の支障を未然に防止することを目的とする。

2. 化学物質管理の方針

下水道管理者は、上記目的を実現するため、「下水道における化学物質のリスク管理」の一環として、化学物質管理の方針を次のように定め、下水道から環境への指定化学物質の排出抑制に努める。

【化学物質管理の方針】

- ① 化学物質の管理及び環境の保全に係る関係法令等を遵守する。
- ② 下水道施設における化学物質管理の段階的改善を図る。
- ③ 下水道に接続する事業者や地域住民とのリスクコミュニケーションに心がける。
- ④ 上記①～③の項目を通じて、下水道から環境への化学物質の排出抑制に努める。

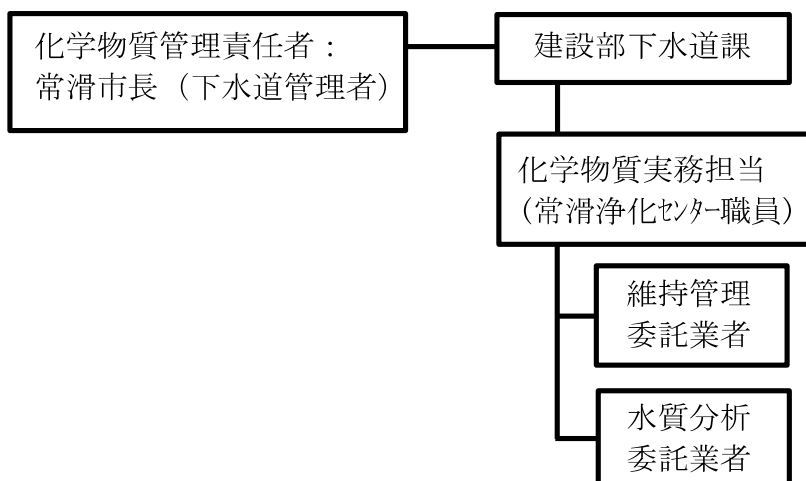
3. 管理の目標

2. で定めた方針に基づき、管理の目標は次のとおりとする。

【管理の目標】

- 下水道法水質測定項目の 30 物質について、年 4 回の頻度で放流水及び流入水中の含有濃度を測定する。
- ダイオキシン類（※2）については年 1 回の頻度で放流水中及び流入水中の含有濃度を測定する。
- 上記の放流水質測定結果について、常滑市のホームページで公表する。

4. 常滑市下水道事業における組織体制



【各構成員の役割】

化学物質管理責任者：下水道管理者

- ・ 下水道事業における化学物質管理に対して、総括的な実施責任と権限をもつ。

建設部下水道課

- ・ 化学物質管理責任者の指示に基づき、化学物質管理における実務の総括を行う。
- ・ 化学物質管理における問題点・課題などを、下水道管理者に報告する。
- ・ 関係行政機関と連携を図る。
- ・ 下水道に接続する事業者とのリスクコミュニケーション(※3)を行う。

化学物質実務担当：常滑浄化センター職員

- ・ 「6. 取組み事項」に関わる各種作業(モニタリング(※4)、PRTR届出(※5)、使用薬品の取扱い、事故等への対応、教育・訓練及び上記以外のリスクコミュニケーション)を実施する。
- ・ 化学物質管理における問題点・課題などを、建設部下水道課に報告する。
- ・ 委託業者の指導・監督を行う。

維持管理委託業者

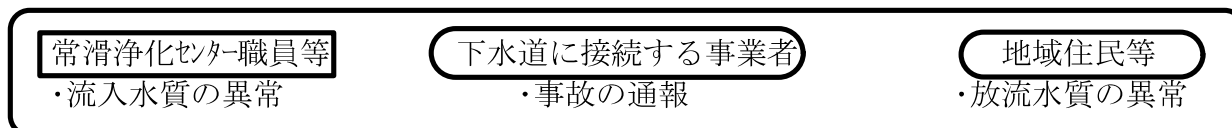
- ・ 常滑浄化センターの維持管理（使用薬品管理など）を行う。

水質分析委託業者

- ・ 放流水質などの水質分析を行う。

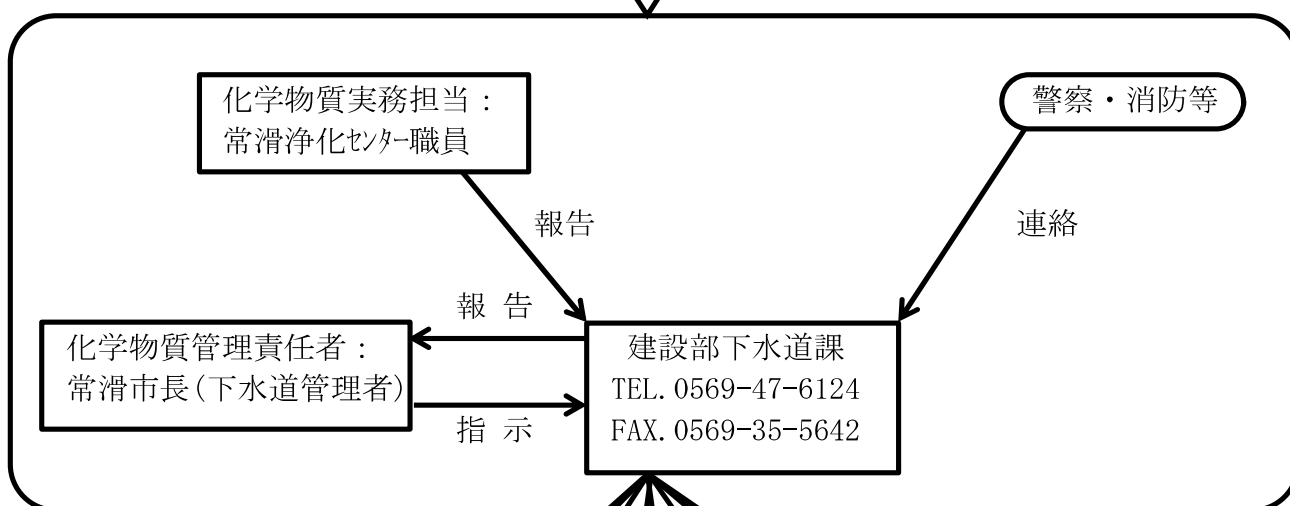
5. 緊急時の連絡体制

① 障害発生



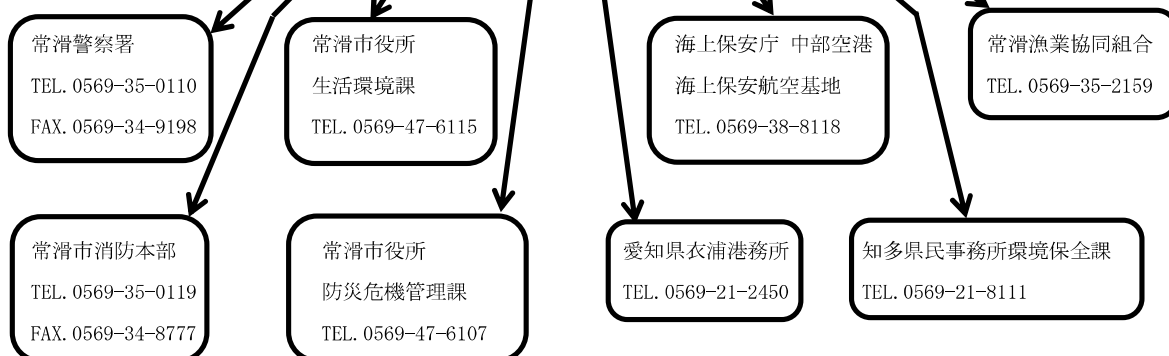
連絡

② 化学物質管理責任者 (下水道管理者)への伝達



③ 関係機関への通報

連絡



6. 取組み事項

6.1 モニタリング

- ・ 測定項目については、下水道法水質測定項目（30 物質）とダイオキシン類とする。
- ・ 測定の頻度は管理の目標に基づき、下水道法水質測定項目は年 4 回、ダイオキシン類は年 1 回実施する。
- ・ 化学物質実務担当は測定の実施にあたり水質分析委託業者に対して、試料の採取方法、分析方法、下限値（定量、検出）を確認する。

6.2 PRTR 届出

- ・ PRTR 届出にあたっては、モニタリングで検出した結果をもとに年間排出量を算出し、前年度分を関係法令等の定めに従い届出を行う。なお、年間平均水質は、モニタリングで検出した結果の平均値とする。
- ・ 年間平均水質に年間放流量を乗じることで年間排出量を算出する。

$$\text{年間排出量 (kg/年)} = \text{年間平均水質 (mg/L)} \times \text{年間放流量 (千 m}^3\text{/年)}$$

6.3 使用薬品の取扱い(SDS(※6)の提供)

- ・ 常滑浄化センターで使用している薬品については、使用薬品に添付されている SDS (Safety Data Sheet:安全データシート) を用いて、使用薬品に含有される指定化学物質の取扱量を把握する。
- ・ 1 年間に扱う第一種指定化学物質の量が 1 トン以上(特定第一種指定化学物質については 0.5 トン以上)の物質については、6.2 の PRTR 届出を行う。
- ・ 使用薬品の管理は、維持管理委託業者に依頼する。

6.4 事故等への対応

- ・ 「5. 緊急時の連絡体制」を活用し、事故等の早期発見に努める。
- ・ 処理区域内の特定事業場と特定事業場が扱う化学物質を明確にするとともに、特定事業場に対して事故が生じた場合の応急措置と届出を義務づける。
- ・ 発生原因の調査及び特定、発生原因への指導にあたっては、関係機関（常滑市生活環境課、常滑市消防本部、常滑警察署）などと連携する。
- ・ 常滑浄化センターにおける有害物質流入事故への対応策は別紙 1 のとおり。

6.5 教育・訓練の実施

① 教育・訓練の対象者

- ・ 常滑浄化センター職員及び維持管理委託業者

② 教育・訓練の内容

- ・ PRTR 制度の概要
- ・ 化学物質のモニタリング
- ・ 化学物質の排出・移動量の算出方法
- ・ 事故等への対応

- ・ リスクコミュニケーションへの対応
- ③ 教育・訓練の時期
- ・ 必要に応じて実施する。

6.6 リスクコミュニケーション

- ・ 常滑市のホームページを活用し、住民への情報提供を行う。
- ・ 常滑浄化センター職員は、化学物質管理状況を理解し、問合せ対応を行う。
- ・ 必要に応じて関係機関などと連携し、リスクコミュニケーションを実施する。

7. 管理状況の評価と段階的対応

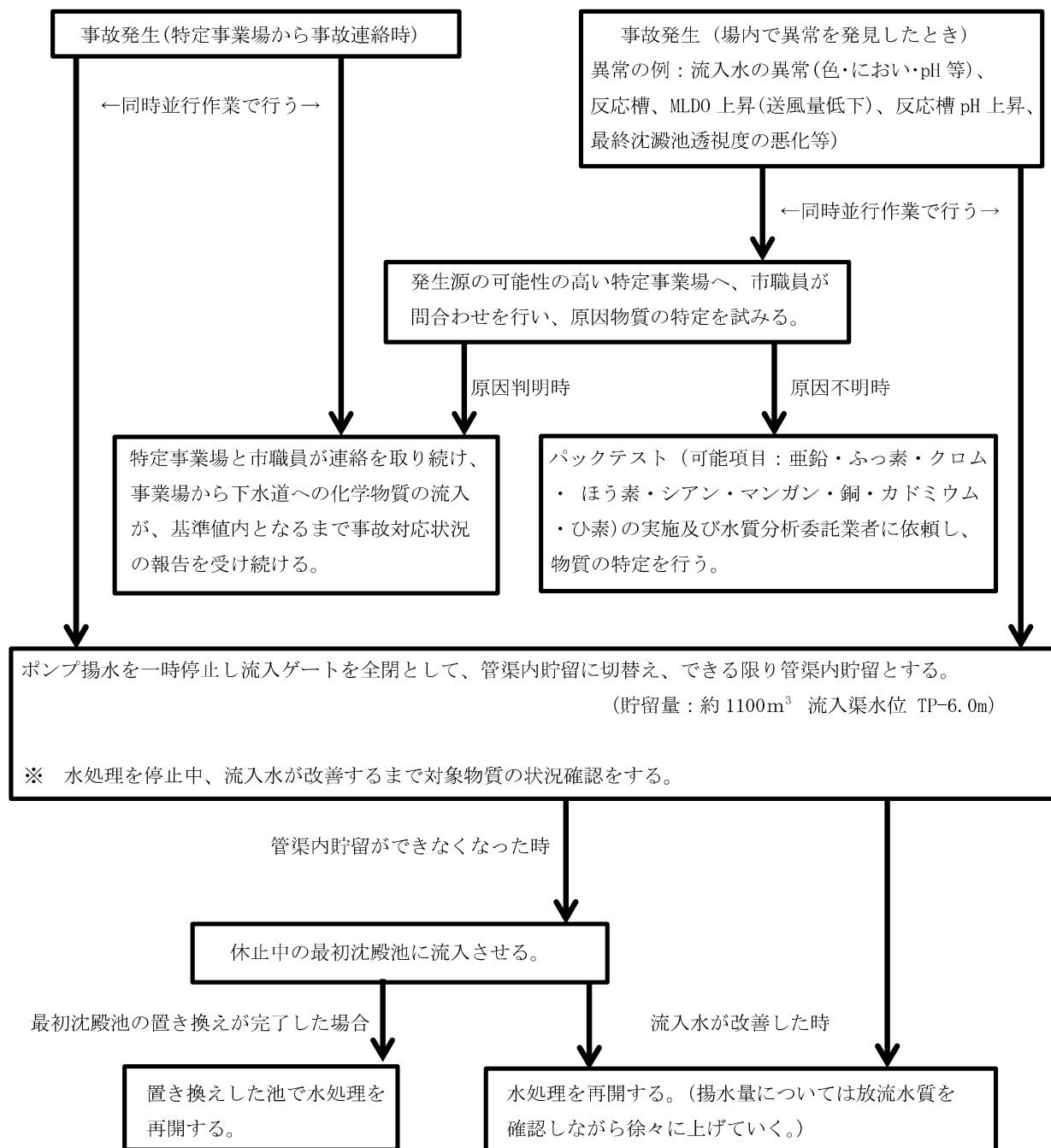
- ・ PDCA サイクル (Plan(計画策定)－Do (計画の実施)－Check(点検)－Action(見直し)に配慮して、計画を進める。
- ・ Check 段階では、管理計画の対象となる化学物質の表【資料 1】を参照し、管理状況の妥当性を確認する。
- ・ 管理計画の推進にあたっては、地域住民や事業者の計画に対する理解が必要であり、そのために住民及び事業者への情報提供を実施する。
- ・ 管理計画を推進するにあたって必要な各種管理対策（設備点検等の実施、廃棄物の管理など）を積極的に実施する。

【資料 1】 管理計画の対象となる化学物質（化管法で排出量の届出が必要な物質）

番号	化 学 物 質 名	排水基準
1	亜鉛の水溶性化合物<亜鉛及びその化合物>	亜鉛 2.0 mg/ℓ以下
2	O-エチル=O-4-ニトロフェニル=ホスホノチオアート <有機燐化合物>	1.0 mg/ℓ以下
3	カドミウム及びその化合物	カドミウム 0.03 mg/ℓ 以下
4	クロム及び三価クロム化合物<クロム及びその化合物>	クロム 2.0 mg/ℓ以下
5	六価クロム化合物	六価クロム 0.2 mg/ℓ以下
6	2-クロロ-4,6-ビス(エチルアミノ)-1,3,5-トリアジン (別名シマジン)	0.03mg/ℓ以下
7	無機シアン化合物（錯塩及びシアン酸塩を除く）<シアン化合物>	シアン 1.0 mg/ℓ以下
8	N,N-ジエチルチオカルバミン酸 S-4-クロロベンジル (別名チオベンカルブ)	0.2 mg/ℓ以下
9	四塩化炭素	0.02mg/ℓ以下
10	1,4-ジオキサン	0.5 mg/ℓ以下
11	1,2-ジクロロエタン	0.04mg/ℓ以下
12	1,1-ジクロロエチレン（別名塩化ビニリデン）	1.0 mg/ℓ以下
13	1,3-ジクロロプロペン（別名 D-D）	0.02mg/ℓ以下
14	ジクロロメタン（別名塩化メチレン）	0.2 mg/ℓ以下
15	水銀及びその化合物<水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物>	水銀 0.005mg/ℓ以下
16	セレン及びその化合物	セレン 0.1 mg/ℓ以下
17	テトラクロロエチレン	0.1 mg/ℓ以下
18	テトラメチルチウラムジスルフィド（別名チウラム）	0.06mg/ℓ以下
19	銅水溶性塩（錯塩を除く）<銅及びその化合物>	銅 3.0 mg/ℓ以下
20	1,1,1-トリクロロエタン	3.0 mg/ℓ以下
21	1,1,2-トリクロロエタン	0.06mg/ℓ以下
22	トリクロロエチレン	0.1 mg/ℓ以下
23	鉛化合物<鉛及びその化合物>	鉛 0.1 mg/ℓ以下
24	砒素及びその無機化合物<砒素及びその化合物>	砒素 0.1 mg/ℓ以下
25	ふっ化水素及びその水溶性塩<ふっ素及びその化合物>	ふっ素 15.0 mg/ℓ以下
26	ベンゼン	0.1 mg/ℓ以下
27	ほう素化合物<ほう素及びその化合物>	ほう素 230 mg/ℓ以下
28	ポリ塩化ビフェニル（別名 PCB）	0.003mg/ℓ以下
29	マンガン及びその化合物<マンガン及びその化合物（溶解性）>	マンガン 10 mg/ℓ 以下
30	シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4 mg/ℓ 以下

※ < >内の物質名は下水道法施行令第9条の4の物質名

【別紙1】常滑浄化センターにおける有害物質流入事故への対応策



【別紙 2】用語の説明

(※ 1) 指定化学物質

化管法で規定されている化学物質のことで、第 1 種指定化学物質（515 物質）及び第 2 種指定化学物質（134 物質）がある。

(※ 2) ダイオキシン類

ポリ塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシン（PCDD）、ポリ塩化ジベンゾフラン（PCDF）をまとめてダイオキシン類と呼び、コプラナーポリ塩化ビフェニル（DL-PCB）のようなダイオキシン類と同等の毒性を示す物質をダイオキシン類似化合物と呼んでいる。その毒性の強さは、毒性当量（TEQ）に換算した値で表している。

(※ 3) リスクコミュニケーション

社会を取り巻くリスクに関する正確な情報を、行政、企業、市民など利害関係者間で共有し相互に意思疎通を図ること。

(※ 4) モニタリング

ある状態を調査・監視すること。化学物質管理においては、放流水質等を測定・記録すること。

(※ 5) PRTR 届出

PRTR 制度（※7）に基づく、国への排出量等の届出のこと。下水道管理者の届出においては、下水道法及び水質汚濁防止法で測定することが義務となっている物質の内 30 物質が届出の対象となっている。（資料 1 参照）

(※ 6) SDS

安全データシートのこと。対象化学物質を含む製品を他の事業者に譲渡又は、提供する際に、その化学物質の性状や取扱いに関する情報を提供するためのもの。

（※ 1）の説明文にある第 1 種指定化学物質及び第 2 種指定化学物質が対象物質となっている

(※ 7) PRTR 制度

有害性が疑われる化学物質が、どこから、どのくらい、環境（大気・水域・土壌など）中へ排出されているか（排出量）、廃棄物などとして移動しているか（移動量）を把握し、集計・公表する仕組み。事業者の化学物質管理を促進したり、化学物質リスクコミュニケーションの基礎資料となったりして、環境中の化学物質のリスク低減を目的とする。（化管法に基づいて実施されている。）